

北海道警察釧路方面本部告示第 122 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

北海道警察釧路方面本部長      高 橋 俊 章

1 聴聞の期日

令和 8 年 8 月 25 日（火）午前 10 時 0 分から

2 聴聞の場所

帯広市西19条北2丁目1

北海道警察釧路方面本部交通課   帯広運転免許試験場   聴聞会場